６　申告書の作成

⑴　法人税申告書とは

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑶　e-Tax（国税電子申告・納税システム）

(1)　法人税申告書とは

○　法人税申告書及びこれに添付する明細書(別表)は、別表一《各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分》から別表二十三《退職年金等積立金に係る申告書－退職年金業務等を行う法人の分》まであります。申告に当たっては、全ての法人が全ての別表を作成しなければならないというわけではなく、法人の活動内容や決算の状況等によって作成を要する別表は異なります。

○　また、毎年度の税制改正の内容に応じて各別表の内容が変わります。国税庁が提供するe-Taxソフトでは、順次、税制改正に対応した別表が作成・送信できるように対応しております(43ページ参照)。

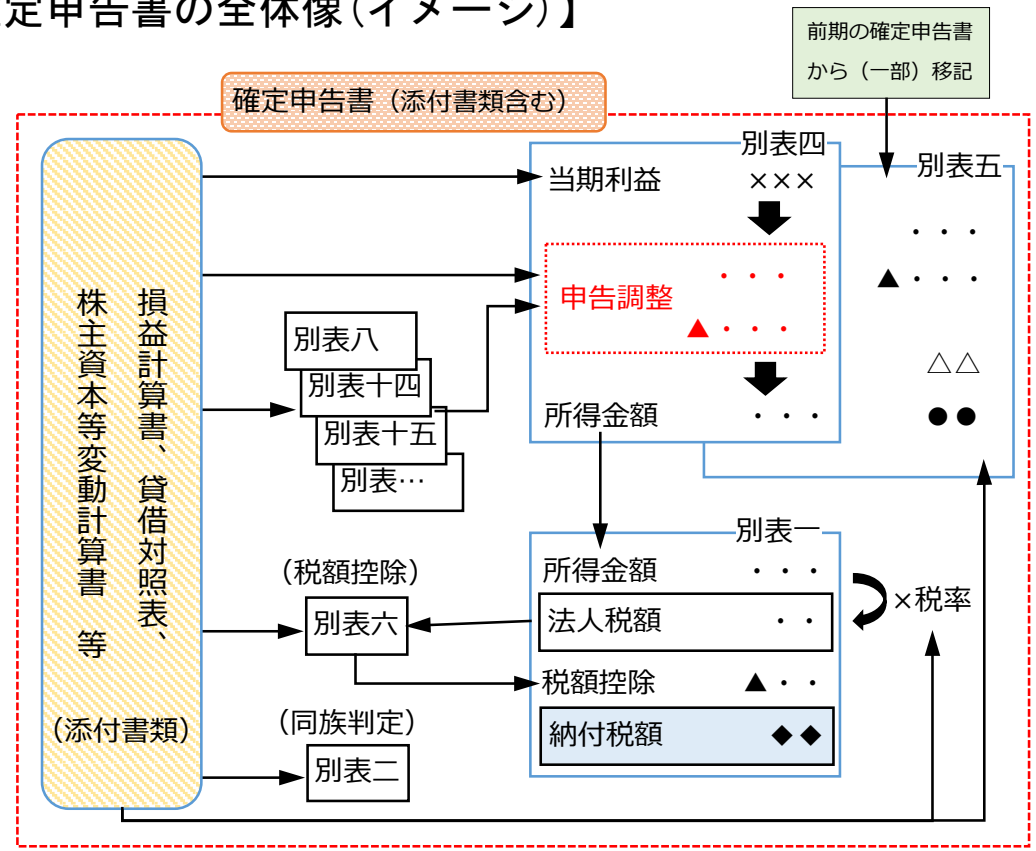
(注)　e-Taxで対応前の別表(リリース前別表)や書面で別表を作成する方は、国税庁ホームページで毎年度の税制改正に対応した別表を公表していますので、各事業年度に対応した別表を使用してください。

○　法人税申告書と貸借対照表や損益計算書などの添付書類(15ページ参照)をe-Taxソフトで送信することで申告の手続は完了します。

○　法人税申告書の様式については、国税庁ホームページ「法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の申告(法人税申告書別表等)」をご確認ください。

【法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の申告(法人税申告書別表等)】

【確定申告書の全体像(イメージ)】



⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

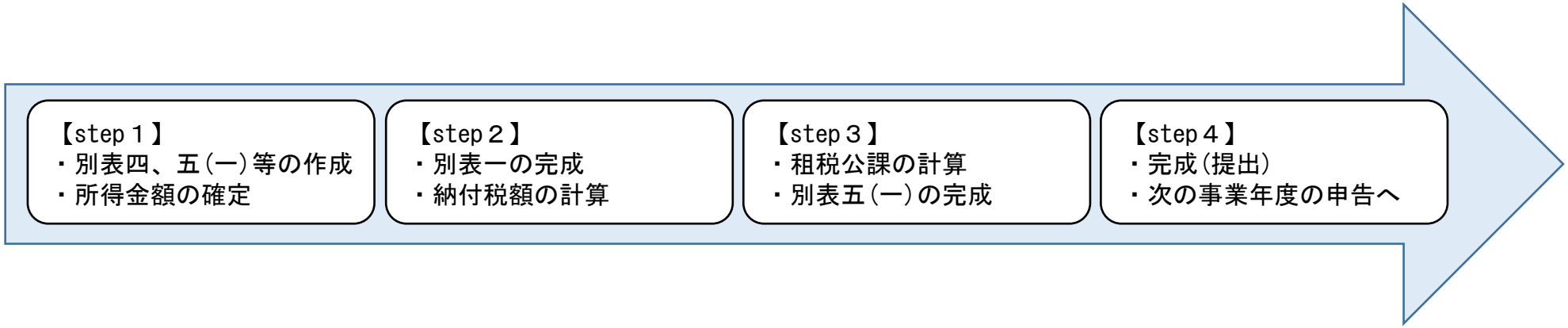
○　法人税申告書の別表には、その計算過程で他の別表の金額などを参照する場合があるため、法人税申告書は、その作成について一定の順序があります（例えば、別表一《各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分》や別表四《所得の金額の計算に関する明細書》には、他の別表で計算された金額を転記する欄があります。）。

○　次のページからの設例では、中小法人等が申告書を作成する際の手順について、作成イメージとして大まかな流れを紹介していますが、実際の申告に当たっては、この設例に登場する別表以外の別表を作成しなければならない場合があることに注意してください。

○　各別表の様式や記載要領について、詳しくは、国税庁ホームページ「法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の申告（法人税申告書別表等）」をご確認ください。

○　この手引には、別冊として「申告書作成上の留意点」と「中小企業者の判定等フロー」があります。実際の申告に当たっては、これらの別冊もご確認ください。

【確定申告書の全体像（イメージ）】



【法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の申告（法人税申告書別表等）】

【申告書作成上の留意点】

【中小企業者の判定等フロー】

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【設例】本設例で使用する貸借対照表、損益計算書及び申告参考事項は次のとおりです。

（貸借対照表）

貸　借　対　照　表

X8 年×月×日現在

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流　動　資　産		流　動　負　債	
………	×××	………	×××
固　定　資　産		未払法人税等	150,000
………	×××	固　定　負　債	×××
………	×××	………	
		純　資　産　の　部	
		株　主　資　本	
		資　本　金	10,000,000
		利益剰余金	×××
		繰越利益剰余金	2,400,000
		………	×××

別表五(一)「26」④欄と一致します。

別表五(一)「32」④欄と一致します。

別表五(一)「25」③④欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

（損益計算書）

損　益　計　算　書

自　X7 年×月×日　至　X8 年×月×日

Ⅰ　売上高		××××××
Ⅱ　売上原価		
1　期首商品棚卸高	×××	
2　当期商品仕入高	×××	
合　計	×××	
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
……	×××	
減価償却費	×××	
交際費	500,000	
寄附金	50,000	×××
営業利益		×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税		150,000
当期純利益（又は当期純損失）		600,000

交際費 500,000 → 別表十五「6」（交際費）欄に転記します。

寄附金 50,000 → 支出した寄附金の内容に応じて、別表十四（二）「1」欄から「4」欄までのそれぞれの欄に転記します。

法人税、住民税及び事業税 150,000 → 別表五（二）「31」欄に転記します。

当期純利益（又は当期純損失） 600,000 → 別表四「1」①欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

（申告参考事項）

１　交際費等に関する事項【別表十五を使用】
　当期において、得意先に対するお中元及びお歳暮の贈答費用などとして500,000円を支出し、交際費勘定に計上しており、その全てが税務上の交際費等に該当します。
２　一括償却資産に関する事項【別表十六(八)を使用】
　当期首において、150,000円のデスクトップパソコン10台の取得及び事業供用をし、一括償却資産として資産計上しています。また、当期において、減価償却費として500,000円（50,000円×10台）計上しています。
３　寄附金に関する事項【別表十四(二)を使用】
　当期において、Ａ神社(宗教法人)の祭礼に対して寄附金として50,000円を支出し、寄附金勘定に計上しています。
４　欠損金の繰越しに関する事項【別表七(一)を使用】
　前期において、(青色)欠損金額100,000円が発生しています。

（その他の前提条件等）
　この設例においては、次の前提条件を基に申告書を作成しています。
①　この法人は、青色申告の承認を受けています。
②　この法人は、前期においても適正に確定申告書を提出しています。
③　この法人は、各種制度における中小法人等の判定において、中小法人等に該当します。
④　この法人は、特定同族会社に該当しません。
⑤　この法人は、通算法人に該当しません。
⑥　この申告に係る事業年度は、令和8年4月1日以後に終了するものであり、事業年度の月数は12か月です。
⑦　損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」は、その全てが納税充当金の繰入れによるものであり、これ以外に当期に繰り入れた納税充当金はありません。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【Step１】所得金額の確定（別表四、五（一）（二）、七（一）、十四（二）、十五及び十六（八）の作成）

①　別表五（二）…当期中の租税公課の納付税額等の記入

様式ＩＤ　NTA0H0A522010100

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度　X7・X・X ～ X8・X・X　法人名

別表五(二)　令八・四・一以後終

税目及び事業年度		元号	年	月	日			期首現在未納税額 ① (円)	当期発生税額 ② (円)	当期中の納付税額 充当金による取崩し ③ (円)	当期中の納付税額 仮払経理による納付 ④ (円)	当期中の納付税額 損金経理による納付 ⑤ (円)	期末現在未納税額 ①＋②－③－④－⑤ ⑥ (円)
法人税、地方法人税及び特別防衛法人税	N01	令和	X6	X	X	1	G01	XXX		G46 XXX	G72	G98	G124
	N02	令和	X7	X	X								
	N03					2	G02			G47	G73	G99	G125
	N04												
当期分	中間					3			G23	G48	G74	G100	G126
	確定					4			G24				G127
計						5	G03		G25	G49	G75	G101	G128

納税充当金の計算 (円)							
期首納税充当金	30	G153	XXX	取崩額 その他 損金算入のもの	36	G159	
繰入額 損金経理をした納税充当金	31	G154	150,000	損金不算入のもの	37	G160	
E05	32	G155		E06	38	G161	
計 (31)＋(32)	33	G156	150,000	仮払税金消却	39	G162	
取崩額 法人税額等 (5の③)＋(10の③)＋(15の③)	34	G157	XXX	計 (34)＋(35)＋(36)＋(37)＋(38)＋(39)	40	G163	XXX
事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	G158		期末納税充当金 (30)＋(33)－(40)	41	G164	150,000

【別表五（二）】
この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

- 別表五（一）「26」①欄と一致します。
- 別表四「4」①②欄に転記します。
- 別表五（一）「26」③欄に転記します。
- 納税充当金の取崩しにより、事業税などの損金算入のものを納税した場合には、別表四「13」①②欄に転記します。
- 別表五（一）「26」②欄に転記します。
- 別表五（一）「26」④欄と一致します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

②　別表五(一)…前期の確定申告書及び貸借対照表から転記

様式ＩＤ	NTAOHOA511010160

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	X7・X・X X8・X・X	法人名	

別表五(一)　令八・四・一

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

区分			期首現在利益積立金額(円) ①	当期の増減(円) 減 ②	当期の増減(円) 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③(円) ④
利益準備金		1	G01	G37	G92	G133
E01	積立金	2	G02	G38	G93	G134
E02		3	G03	外 G39 G40	G94	G135
繰越損益金（損は赤）		25	G25 XXX	G80 XXX	内 G117 2,400,000	内 G158 2,400,000
納税充当金		26	G26 XXX	G81 XXX	G118 150,000	G159 150,000

Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書

区分			期首現在資本金等の額(円) ①	当期の増減(円) 減 ②	当期の増減(円) 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①－②＋③(円) ④
資本金又は出資金		32	G32 10,000,000	G87	G128	G165 10,000,000
資本準備金		33	G33	G88	G129	G166
E21		34	G34	G89	G130	G167
E22		35	G35	G90	G131	G168
差引合計額		36	G36 10,000,000	G91	G132	G169 10,000,000

【別表五(一)】
この明細書は、
① 法第2条第18号《定義》及び令第9条《利益積立金額》に規定する利益積立金額を計算するため、
② 法第2条第16号及び令第8条《資本金等の額》に規定する資本金等の額を計算するために使用します。

前期の別表五(一)の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額を転記します。

「期首現在利益積立金額①」には、繰越利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。

前期の別表五(一)の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額を転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

③　別表四…損益計算書等から当期利益等を転記

様式ＩＤ	NTA0H0A410010250

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	X7・X・X X8・X・X	法人名	

別表四　令八・四・一以後終了事業年度分

区分		総額① (円)	処分 留保② (円)	処分 社外流出③ (円)
当期利益又は当期欠損の額	1	G01 600,000	G53 600,000	配当 G105
				その他 G106
加算 損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税(附帯税を除く。)	2	G02	G54	
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	G03	G55	
損金経理をした納税充当金	4	G04 150,000	G56 150,000	
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5	G05		その他 G110
減価償却の償却超過額	6	G06	G58	
役員給与の損金不算入額	7	G07		その他 G112
交際費等の損金不算入額	8	G08		その他 G113
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9	G09	G61	外※ G114
				G115
E01	10	G10	G62	G116
小計	11	G11	G63	外※ G117
				G118

【別表四】
　この明細書は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。
　なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

（注）　沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、「簡易様式」の明細書をご利用ください。

「総額①」から「社外流出③」の合計額を減算した金額を記載します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

④　別表十五…損益計算書から交際費の額500,000円を転記するとともに、交際費等の損金不算入額を計算

様式ＩＤ　NTA0H0E200010150

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度　X7・X・X ～ X8・X・X　法人名

別表十五　令八・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額(8の計)	1	G01	500,000	損金算入限度額(2)又は(3) (円)	4	G04	500,000
支出接待飲食費損金算入基準額(9の計)×50/100	2	G02	0				
中小法人等の定額控除限度額((1)と((800万円×12/12)~~又は(別表十五付表「5」)~~)のうち少ない金額) (円)	3	G03	500,000	損金不算入額(1)－(4)	5	G05	0

支出交際費等の

科目		支出額 (円)		交際費等の額から控除される費用の額 (円)		差引交際費等の額 (円)		(8)のうち接待飲食費の額 (円)	
		6		7		8		9	
交際費	G06	500,000	G18	0	G30	500,000	G42	0	
E01	G07		G19		G31		G43		
交際費等の額に係る控除対象外消費税額等	G16		G28		G40		G52		
計	G17	500,000	G29	0	G41	500,000	G53	0	

分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1か月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

通算法人に該当しないため、「又は（別表十五付表「5」）」を二重線で抹消します。

中小法人等の判定が必要です。
詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の5ページをご確認ください。

【別表十五】
この明細書は、法人が措置法第61条の4《交際費等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に使用します。

交際費等の範囲と損金不算入額の計算については、タックスアンサー「No.5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算）」もご確認ください。

【中小企業者の判定等フロー】　【No.5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算）】

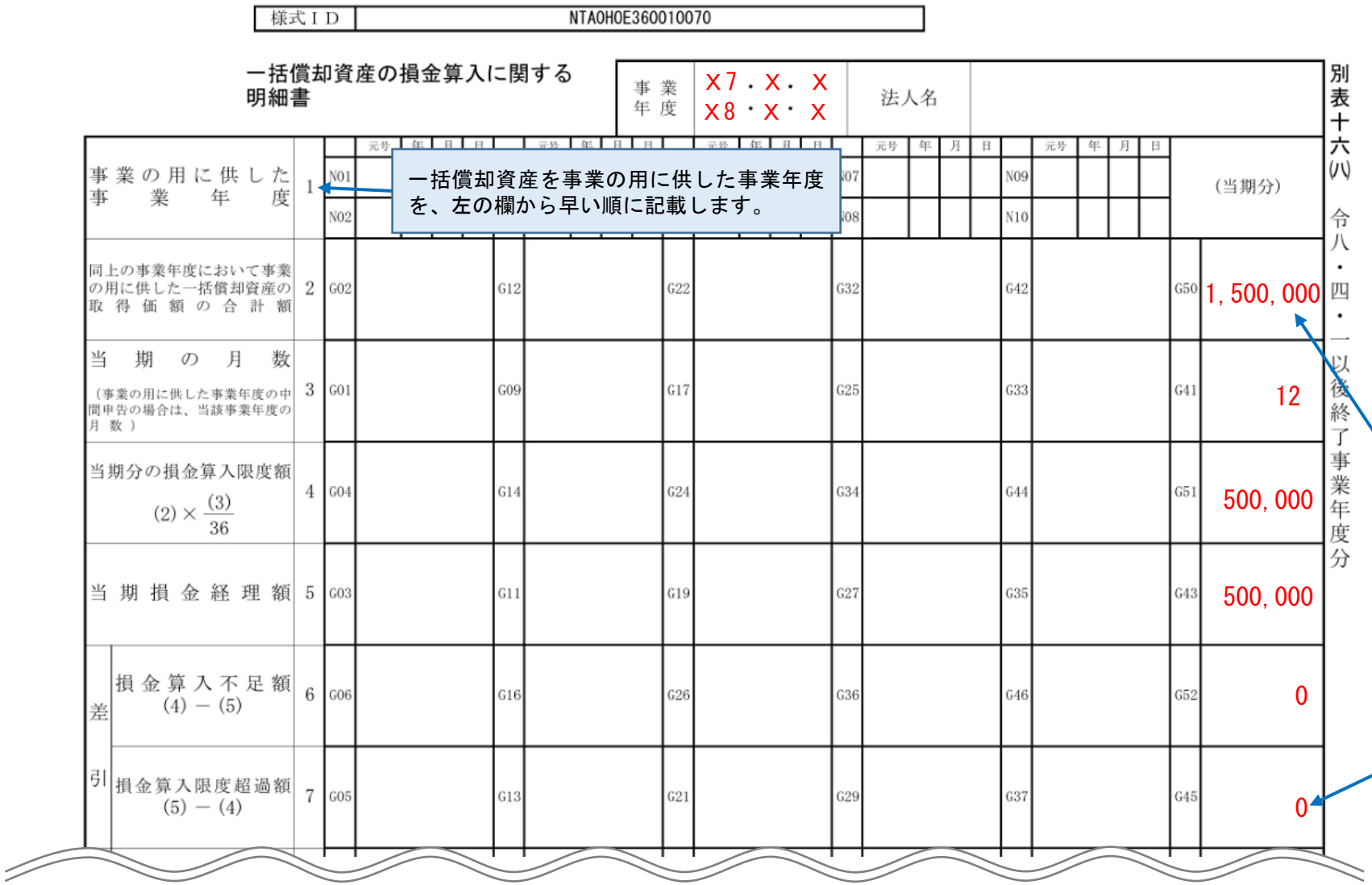
損金不算入額が算出された場合には、別表四「8」①③欄に転記します。

交際費等に該当する支出を交際費以外の支出科目で経理している場合には、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。

税抜経理方式を選択適用している場合には、交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を記載します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑤　別表十六(八)…一括償却資産の損金算入に関する明細書の作成



様式ＩＤ　NTA0H0E360010070

一括償却資産の損金算入に関する明細書

事業年度　X7・X・X / X8・X・X　法人名

別表十六(八)　令八・四・一以後終了事業年度分

| | | |

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑥　別表四…所得金額の仮計の算出

様式ＩＤ　NTA0H0A410010250

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度　X7・X・X ／ X8・X・X　　法人名

別表四　令八・四・一以後終了事業年度分

区分		総額① (円)	処分 留保② (円)	処分 社外流出③ (円)
当期利益又は当期欠損の額	1	G01 600,000	G53 600,000	配当 G105 / その他 G106
加算 損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税（附帯税を除く。）	2	G02	G54	
加算 損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	G03	G55	
加算 損金経理をした納税充当金	4	G04 150,000	G56 150,000	
加算 損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	5	G05		その他 G110
加算 減価償却の償却超過額	6	G06	G58	
加算 役員給与の損金不算入額	7	G07		その他 G112
加算 交際費等の損金不算入額	8	G08 0		その他 G113 0
加算 通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9	G09	G61	外※ G114 / G115
加算 E01	10	G10	G62	G116
加算 小計	11	G11 150,000	G63 150,000	外※ G117 / G118 0
減算 減価償却超過額の当期認容額	12	G12	G64	
減算 納税充当金から支出した事業税等の金額	13	G13	G65	
減算 受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「5」）	14	G14		※ G121
減算 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	15	G15		※ G122
減算 受贈益の益金不算入額	16	G16		※ G123
減算 適格現物分配に係る益金不算入額	17	G17		※ G124
減算 法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18	G18	G70	
減算 所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19	G19		※ G126
減算 通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20	G20	G72	※ G127
減算 E02	21	G21	G73	G128
減算 小計	22	G22 0	G74 0	外※ G129 / G130 0
仮計 (1)＋(11)－(22)	23	G23 750,000	G75 750,000	外※ G131 / G132 0
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の二）「29」又は「34」）	24	G24		その他 G133
超過利子額の損金算入額（別表十七（二の三）「10」）	25	G25 △		※ G134 △
仮計 ((23)から(25)までの計)	26	G26 750,000	G78 750,000	外※ G135 / G136 0
寄附金の損金不算入額（別表十四（二）「26」又は「42」）	27	G27		その他 G137

寄附金の支出がある場合、寄附金の損金算入限度額の計算（別表十四（二））の前に、所得金額の仮計「26」欄を算出する必要があります。

別表十四（二）「8」欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑦　別表十四(二)…損益計算書から寄附金の額50,000円を転記するとともに損金不算入額を計算

様式ＩＤ　NTA0H0E099010140

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度　X7・X・X ～ X8・X・X　法人名

別表十四(二)　令八・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合 (円)						公益法人等の場合 (円)					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (43の計)	1	G01	0	損金算入限度額の計	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	27	G27	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (44の計)	2	G02	0			同上以外のみなし寄附金額	28	G28	
		公益信託に対する寄附金額 (45の計)	3	G03	0			その他の寄附金額	29	G29	
		その他の寄附金額	4	G04	50,000			計 (27)＋(28)＋(29)	30	G30	
		計 (1)＋(2)＋(3)＋(4)	5	G05	50,000		所得金額仮計 (別表四「26の①」)		31	G31	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	6	G06	0		寄附金支出前所得金額 (30)＋(31) (マイナスの場合は0)		32	G32	
		計 (5)＋(6)	7	G07	50,000		同上の 20又は50/100 相当額		33	G33	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)		8	G08	750,000		(50/100 相当額が年200万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。) は、年200万円)				
	寄附金支出前所得金額 (7)＋(8) (マイナスの場合は0)		9	G09	800,000		公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)		34	G34	
	同上の 2.5 ~~又は1.25~~ /100 相当額		10	G10	20,000		長期給付事業を行う共済				
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」＋「33の④」)		11	G11	10,000,000						
	同上の月数換算額 (11)× 12/12		12	G12	10,000,000						
	同上の 2.5/1,000 相当額		13	G13	25,000						
	一般寄附金の損金算入限度額 ((10)＋(13))× 1/4		14	G14	11,250						
特対金											
(5)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (5)－(21)			22	G22	50,000	損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (39)－(36)－(37)		40	G41	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (22)－((10)又は(14))－(18)－(19)－(20)		23	G23	38,750		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (38)		41	G42	
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (21)		24	G25	0		計 (40)＋(41)		42	G40	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (6)		25	G26	0						
	計 (23)＋(24)＋(25)		26	G24	38,750						

【別表十四(二)】
この明細書は、法人が法第37条《寄附金の損金不算入》等の規定の適用を受ける場合に使用します。

寄附金の損金算入については、国税庁ホームページ「暮らしの税情報」「寄附金を支出したとき」もご確認ください。

【寄附金を支出したとき】

支出した寄附金の区分に応じて、それぞれの欄にその支出額を記載します。
なお、「支出した寄附金の額」の各欄には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。

資本等を有する法人であるため、「又は1.25」を二重線で抹消します。

分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1か月未満の端数は切り捨てます。)を記載します。

資本等を有する法人であるため、「22」－「14」－「18」－「19」－「20」により計算します。

別表四「27」①③欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑧　別表四…欠損金控除前所得金額の算出

仮計 ((23)から(25)までの計)	26	G26	750,000	G78	750,000	外※	G135		
							G136	0	
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「26」又は「42」)	27	G27	38,750			その他	G137	38,750	
沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「15」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28	G28				※	G138		
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)	29	G29				その他	G139		
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二の二)「7」)	30	G30				その他	G140		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五の二)「5の②」)＋(別表十七(三の六)「1」)	31	G31				その他	G141		
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32	G32		G84					
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33	G33				※	G143		
合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	34	G34	788,750	G86	750,000	外※	G144		
							G145	38,750	
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35	G35		G87					
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(九)「13」、別表十(十)「11」又は別表十(十一)「16」若しくは「33」)	36	G36	△	G88	△				
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37	G37				※	G148		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38	G38				※	G149		
差引計 ((34)から(38)までの計)	39	G39	788,750	G91	750,000	外※	G150		
							G151	38,750	
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	G40	△			※	G152	△	
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「5」又は「11」)	41	G41				※	G153		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	42	G42				※	G154		
差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43	G43	788,750	G95	750,000	外※	G155		
							G156	38,750	
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)＋(別表七(四)「10」)	44	G44	△			※	G157	△	
総計 (43)＋(44)	45	G45		G97		外※	G158		
							G159		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「47」)	46	G46	△			※	G160	△	

組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額がある場合、別表四「10」欄又は「21」欄等の空欄に記載するのではなく、「32」欄に記載します（「簡易様式」を使用する場合も「32」欄に記載します。）。

繰越欠損金の当期控除がある場合、欠損金の損金算入額の計算（別表七(一)）の前に、差引計「43」欄を算出する必要があります。

別表七(一)「1」欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑨　別表七(一)…欠損金の損金算入額を計算

様式ＩＤ	NTA0H0B710010130

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度	X7・X・X X8・X・X	法人名	

別表七(一)　令八・四・一以後終了

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	G01	788,750	損金算入限度額 (1)×~~50又は~~100/100	2	G02	788,750				
事業年度				区分	控除未済欠損金額 3		当期控除額（当該事業年度の(3)と((2)－当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額） 4		翌期繰越額（(3)－(4)）又は（別表七(四)「5」） 5		
	元号	年	月	日							
N01					青色欠損・連結みなし欠損・						
N02											
N03					青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G04		G15		G25	
N04											
N19	令和	X6	X	X	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	G12	100,000	G23	100,000	G33	0
N20	令和	X7	X	X							
計						G13	100,000	G24	100,000	G34	0
当期分 欠損金額（別表四「52の①」）								欠損金の繰戻し額			
当期分 同上のうち 青色欠損金額						G35		G37		G39	
当期分 同上のうち 災害損失欠損金額						G36 (16の③)		G38		G40	
合計										G41	

中小法人等に該当するため、「50又は」を二重線で抹消します。

・別表四「44」①③欄に転記します。
・別表一「26」欄に転記します。

【別表七(一)】
この明細書は、法人が、当期に欠損金額を生じた場合に、その欠損金額につき翌期以後に法第57条《欠損金の繰越し》の規定の適用を受ける場合等に使用します。

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、タックスアンサー「No.5762（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除）」もご確認ください。

【中小企業者の判定等フロー】【No.5762(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除)】

中小法人等の判定が必要です。
詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の3ページをご確認ください。

最も古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。

翌期繰越額がある場合には、別表一「27」欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑩　別表四…所得金額の算出

差引計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	43	G43	788, 750	G95	750, 000	外※	G155		
							G156	38, 750	
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)＋(別表七(四)「10」)	44	G44	△ 100, 000			※	G157	△ 100, 000	
総計 (43)＋(44)	45	G45	688, 750	G97	750, 000	外※	G158	△100, 000	
							G159	38, 750	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「47」)	46	G46	△			※	G160	△	
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「9」＋「42の計」)	47	G47	△	G99	△				
関西国際空港用地整備準備金積立額又は中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」又は別表十二(十一)「10」)	48	G49	△	G101	△				
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(七)「23」－「11」)	49	G50		G102		※	G164		
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額 (別表十(五)「12」)	50	G168	△			※	G169	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	G51	△	G103	△				
所得金額又は欠損金額	52	G52	688, 750	G104	750, 000	外※	G166	△100, 000	
							G167	38, 750	

別表一「1」欄に転記します。
なお、この金額がマイナス(欠損金額)となる場合には、別表七(一)の「当期分欠損金額」欄にも転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【Step２】法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税の確定（別表一の完成）

①　別表一…別表四から所得金額を転記

		年	月	日	
N01	令和	X 7	X X	X X	事業年度分の法人税　確定　申告書
N02	令和	X 8	X X	X X	課税事業年度分の地方法人税　確定　申告書
					課税事業年度分の防衛特別法人税　確定　申告書

（中間申告の場合の計算期間　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日）

提出有：１、提出無：２　適用額明細書提出の有無　G05

提出有：１、提出無：２　税理士法第30条の書面提出有　G06

提出有：１、提出無：２　税理士法第33条の２の書面提出有　G07

所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	1	G08	688,750	所得税の額（別表六（一）「6の③」）	16	G37	
法人税額（77）＋（78）＋（79）	2	G09		控除税額 外国税額（別表六（二）「23」）	17	G38	

別表一　内国法人の分（三枚中

②　別表一次葉二…法人税額の計算

通算法人に該当しないため、「又は（別表一付表「5」）」を二重線で抹消します。

事業年度等　X7・X・X　X8・X・X　法人名

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×12/12 のうち少ない金額) ~~又は（別表一付表「5」）~~	74	G01	688 000	(74)の15％、~~17％又は19％~~相当額	77	G04	103,200
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円×12/12	75	G02	000	(75)の22％相当額	78	G05	
その他の所得金額 (1)－(74)－(75)	76	G03	000	(76)の19％又は23.2％相当額	79	G06	

別表一次葉二（三枚中三枚目）　令八

【中小企業者の判定等フロー】

中小法人等の判定が必要です。
詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の1ページをご確認ください。

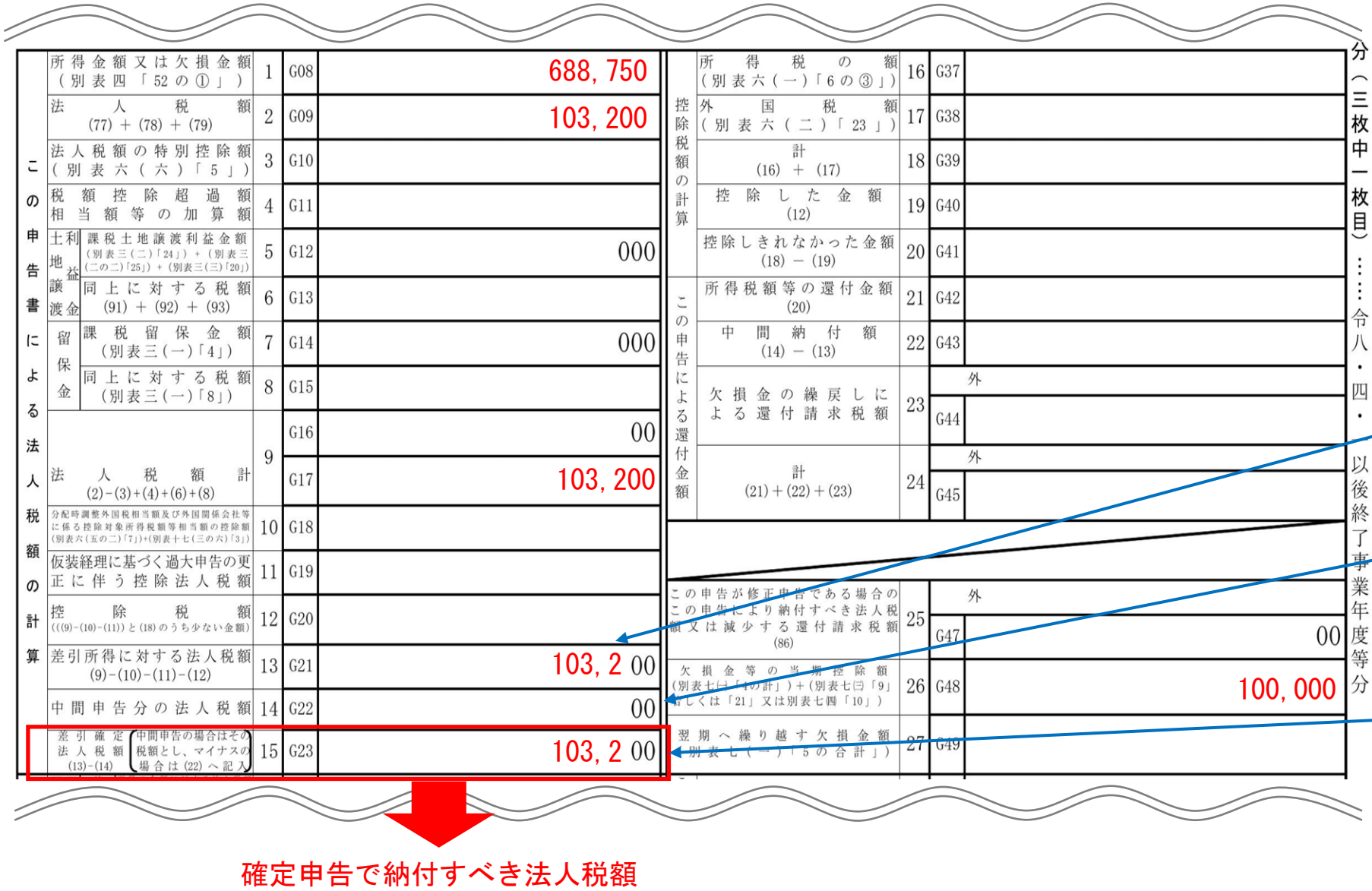
本設例は、所得金額が年10億円を超えず、適用除外事業者に該当しないことを前提とするため、「、17%又は19%」を二重線で抹消します。
適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいますが、詳しくは、この手引の別冊「中小企業者の判定等フロー」の8ページをご確認ください。

合計額を別表一「2」欄に転記します。

分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1か月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

③　別表一…法人税額の確定



この申告書による法人税額の計算					
所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）		1	G08	688,750	
法人税額 (77)＋(78)＋(79)		2	G09	103,200	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「5」）		3	G10		
税額控除超過額相当額等の加算額		4	G11		
土地譲渡利益金額	課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）＋（別表三（二の二）「25」）＋（別表三（三）「20」）	5	G12	000	
	同上に対する税額 (91)＋(92)＋(93)	6	G13		
留保金	課税留保金額（別表三（一）「4」）	7	G14	000	
	同上に対する税額（別表三（一）「8」）	8	G15		
法人税額計 (2)−(3)+(4)+(6)+(8)		9	G16	00	
			G17	103,200	
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表六（五の二）「7」）+（別表十七（三の六）「3」）		10	G18		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		11	G19		
控除税額 (((9)−(10)−(11))と(18)のうち少ない金額)		12	G20		
差引所得に対する法人税額 (9)−(10)−(11)−(12)		13	G21	103,200	
中間申告分の法人税額		14	G22	00	
差引確定法人税額 (13)−(14)	（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(22)へ記入）	15	G23	103,200	

控除税額の計算				
所得税の額（別表六（一）「6の③」）		16	G37	
外国税額（別表六（二）「23」）		17	G38	
計 (16)＋(17)		18	G39	
控除した金額 (12)		19	G40	
控除しきれなかった金額 (18)−(19)		20	G41	
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (20)	21	G42	
	中間納付額 (14)−(13)	22	G43	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外 G44	
	計 (21)＋(22)＋(23)	24	外 G45	
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (86)		25	外 G47	00
欠損金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」）＋（別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七四「10」）		26	G48	100,000
翌期へ繰り越す欠損金額（別表七（一）「5の合計」）		27	G49	

分（三枚中一枚目）……令八・四・一以後終了事業年度等分

この金額が100円未満となる場合は記載しません。

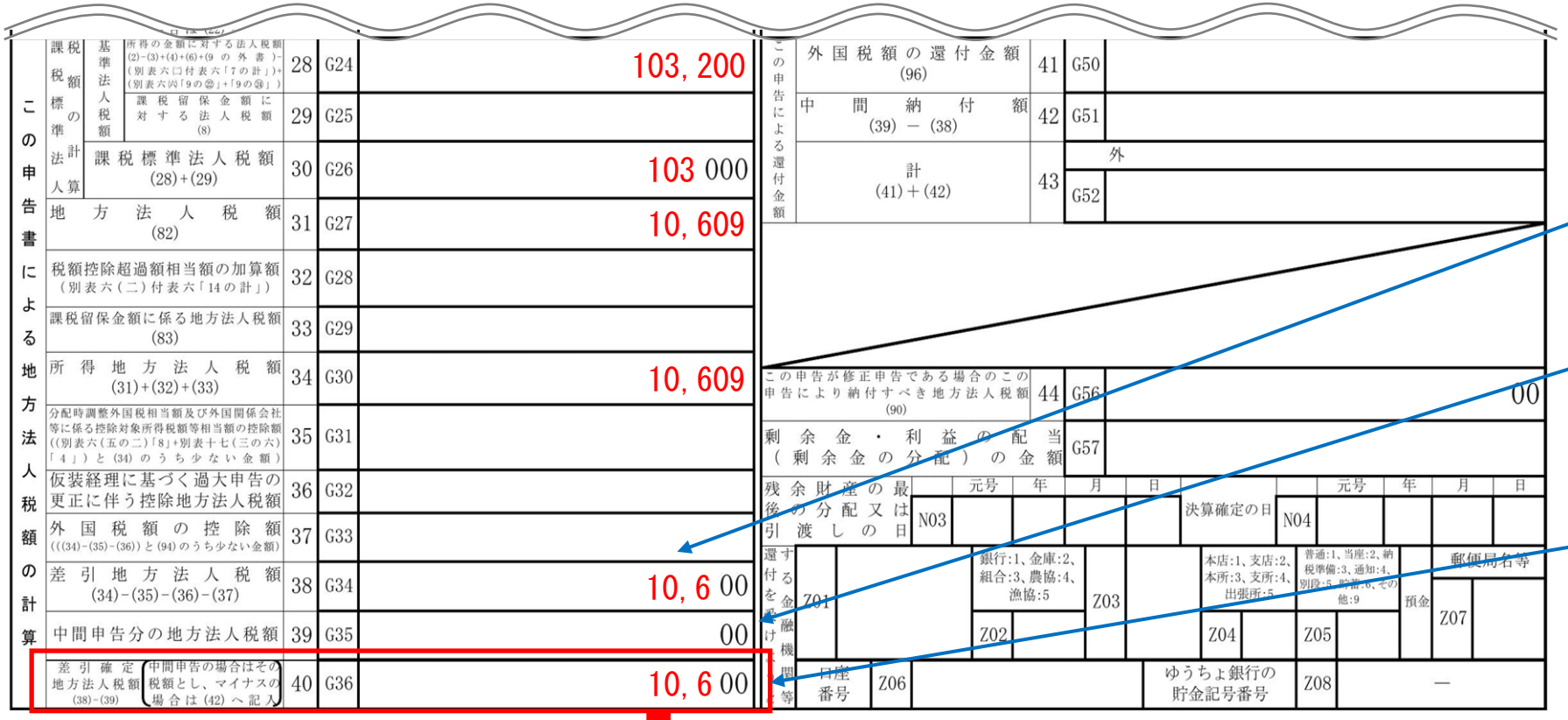
中間申告により納付すべき法人税額がある場合には、その税額を記載します。
（注）　納付の有無にかかわらず記載します。

この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額22」欄に記載します。

確定申告で納付すべき法人税額

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

④　別表一…地方法人税額の計算・確定



この申告書による地方法人税額の計算					
課税標準法人税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額 (2)-(3)+(4)+(6)+(9の外書)-(別表六(二)付表六「7の計」)+(別表六(四)「9の㊁」+「9の㊂」)	28	G24	103,200
		課税留保金額に対する法人税額 (8)	29	G25	
	課税標準法人税額 (28)+(29)		30	G26	103 000
地方法人税額 (82)			31	G27	10,609
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」)			32	G28	
課税留保金額に係る地方法人税額 (83)			33	G29	
所得地方法人税額 (31)+(32)+(33)			34	G30	10,609
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ((別表六(五の二)「8」+別表十七(三の六)「4」)と(34)のうち少ない金額)			35	G31	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額			36	G32	
外国税額の控除額 (((34)-(35)-(36))と(94)のうち少ない金額)			37	G33	
差引地方法人税額 (34)-(35)-(36)-(37)			38	G34	10,600
中間申告分の地方法人税額			39	G35	00
差引確定地方法人税額 (38)-(39)		(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は(42)へ記入)	40	G36	10,600

この申告による還付金額			
外国税額の還付金額 (96)	41	G50	
中間納付額 (39)－(38)	42	G51	
計 (41)＋(42)	43	外 G52	
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額 (90)	44	G56	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		G57	

残余財産の最後の分配又は引渡しの日	N03	元号	年	月	日	決算確定の日	N04	元号	年	月	日
還付を受ける金融機関等	Z01		銀行:1、金庫:2、組合:3、農協:4、漁協:5	Z03		本店:1、支店:2、本所:3、支所:4、出張所:5	普通:1、当座:2、納税準備:3、通知:4、別段:5、貯蓄:6、その他:9	預金	郵便局名等	Z07	
		Z02				Z04		Z05			
	口座番号	Z06				ゆうちょ銀行の貯金記号番号	Z08	—			

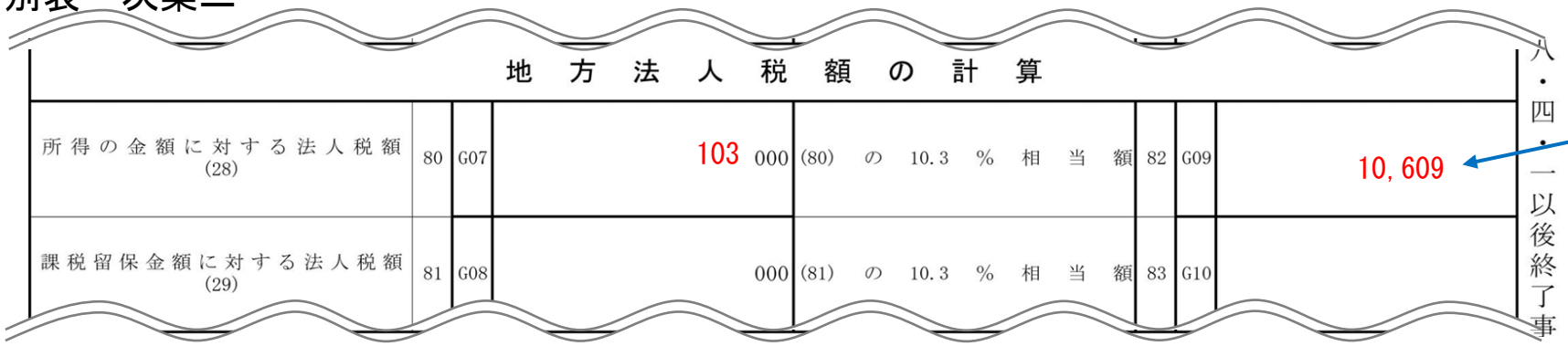
この金額が100円未満となる場合は記載しません。

中間申告により納付すべき地方法人税額がある場合には、その税額を記載します。
（注）　納付の有無にかかわらず記載します。

この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。マイナスの場合のその金額は「中間納付額42」欄に記載します。

確定申告で納付すべき地方法人税額

別表一次葉二



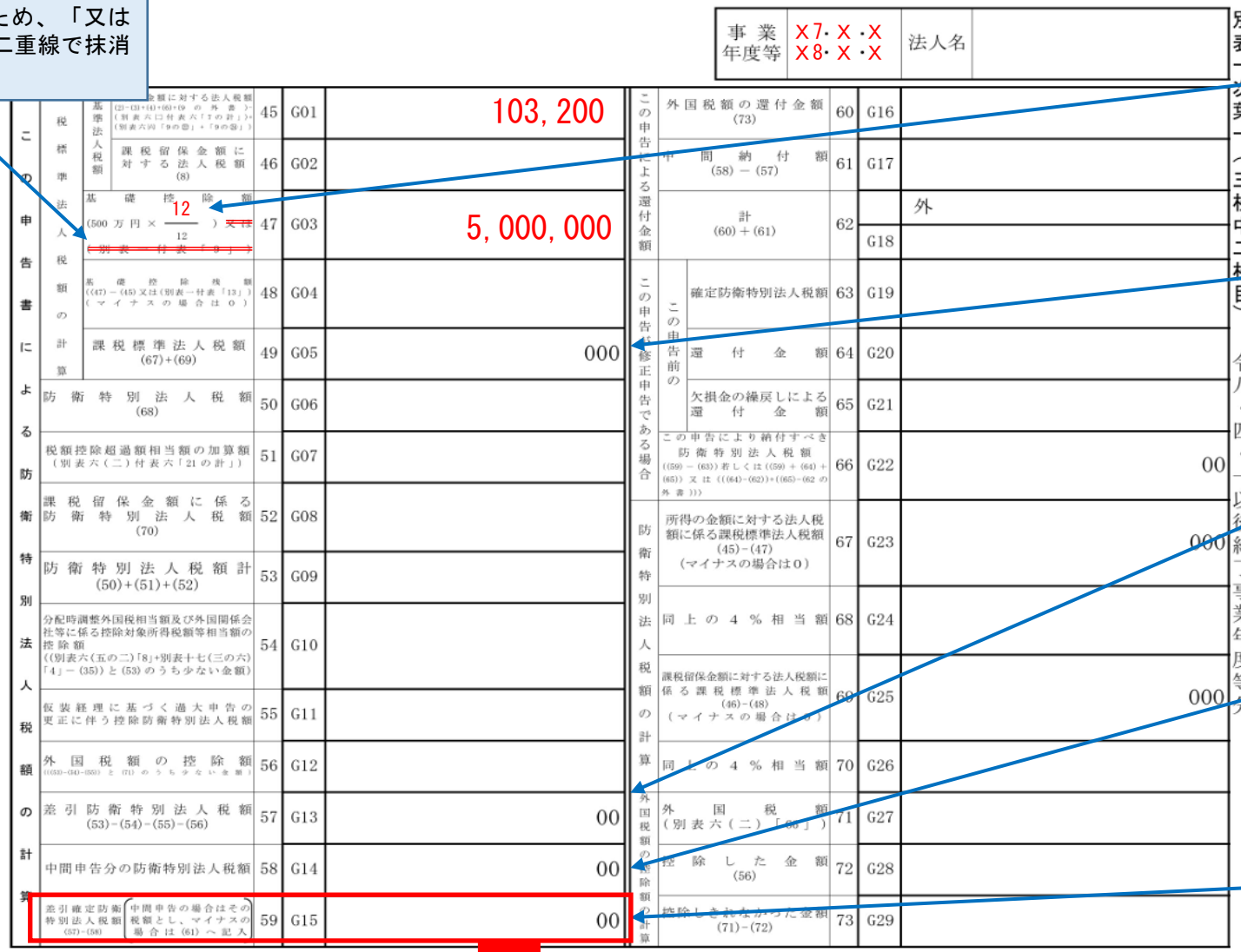
地方法人税額の計算								
所得の金額に対する法人税額 (28)	80	G07	103 000	(80)の10.3％相当額	82	G09	10,609	八・四・一以後終了事
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81	G08	000	(81)の10.3％相当額	83	G10		

別表一「31」欄に転記します。

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

⑤　別表一次葉一…防衛特別法人税額の計算・確定

通算法人に該当しないため、「又は（別表一付表「9」）」を二重線で抹消します。



分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1か月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

この金額が1,000円未満となる場合は記載しません。

この金額が100円未満となる場合は記載しません。

中間申告により納付すべき防衛特別法人税額がある場合には、その税額を記載します。
（注）　納付の有無にかかわらず記載します。

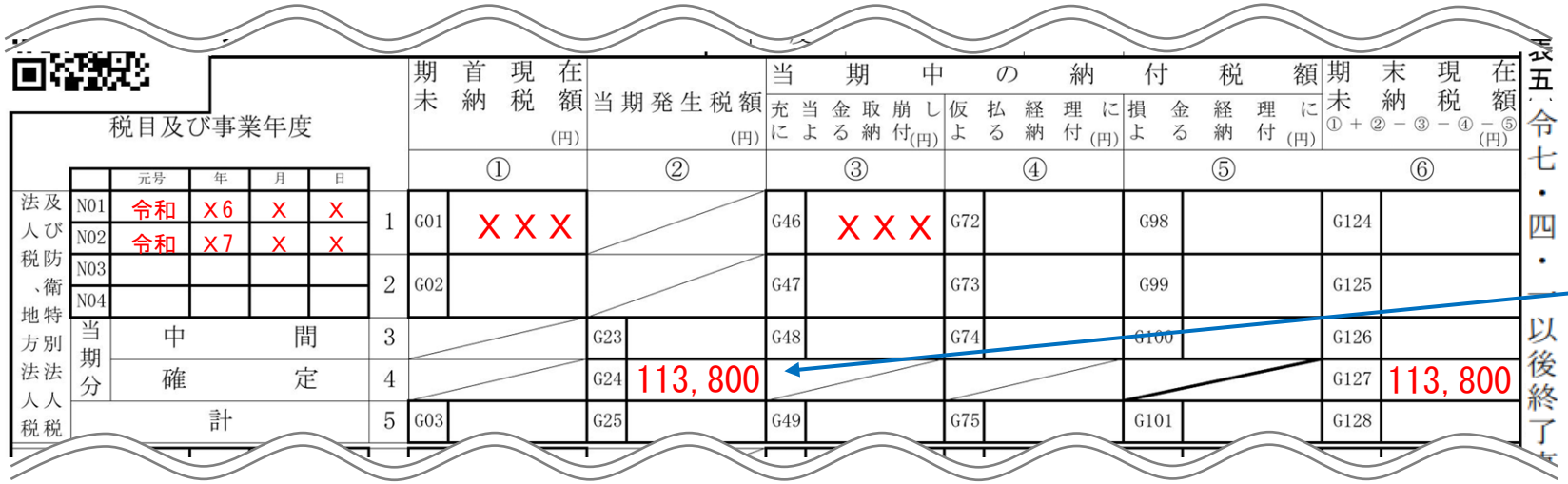
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。マイナスの場合のその金額は「中間納付額61」欄に記載します。
（注）　納付すべき税額がゼロとなる場合であっても、別表一次葉一を提出する必要があります。

確定申告で納付すべき防衛特別法人税額
（本設例では税額は生じません）

⑵　法人税申告書の基本的な仕組みと記載の順序

【Step３】別表五(一)(二)の完成(法人税申告書の完成)

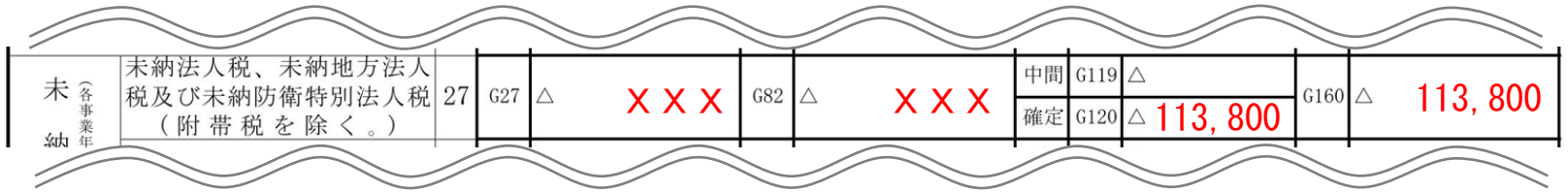
①　別表五(二)…当期に納付すべき法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の転記



税目及び事業年度		元号	年	月	日		期首現在未納税額(円) ①	当期発生税額(円) ②	当期中の納付税額 充当による納付(円) ③	当期中の納付税額 仮払経理による納付(円) ④	当期中の納付税額 損金経理による納付(円) ⑤	期末現在未納税額 ①＋②－③－④－⑤(円) ⑥
法人税、地方法人税及び防衛特別法人税	N01	令和	X6	X	X	1	G01 XXX		G46 XXX	G72	G98	G124
	N02	令和	X7	X	X							
	N03					2	G02		G47	G73	G99	G125
	N04											
当期分	中間					3		G23	G48	G74	G100	G126
	確定					4		G24 113,800				G127 113,800
計						5	G03	G25	G49	G75	G101	G128

法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の合計額(別表一「15」欄、「40」欄及び別表一次葉一「59」欄の合計額)を記載します。
また、この金額を別表五(一)「27」欄の「当期中の増減(増)③」の「確定」欄に転記します。

②　別表五(一)…別表五(二)から転記



未納(各事業年)	未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)	27	G27 △ XXX	G82 △ XXX	中間	G119 △	G160 △ 113,800		
					確定	G120 △ 113,800			

③　別表五(一)(二)の残余の項目を記載

④　添付書類の確認

⑤　法人税確定申告書の完成⇒確定申告書の提出期限(13ページ参照)までに納税地の所轄税務署に提出してください。

⑶　e-Tax（国税電子申告・納税システム）

○　法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の確定申告は、インターネットを経由したe-Taxをご利用ください。

（注）　書面で作成した申告書を所轄税務署又は業務センターに送付することや所轄税務署に持参することもできます。

○　初めてe-Taxを利用した申告をされる方の申告の流れは、次のとおりです。詳しくは、e-Taxホームページ「ご利用の流れ」をご確認ください。

【ご利用の流れ】

【e-Taxによる申告の流れ】

① 利用者識別番号の取得 → ② 電子証明書の取得 → ③ 手続を行うソフト・コーナーを選ぶ → ④ 申告・申請データを作成・送信する（※） → ⑤ 送信結果を確認する

（※）還付申告書を提出される方へ

○　国税の還付金が発生し、口座振込を希望する場合には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しています。

○　e-Taxを利用して還付申告書を提出した方のうち希望する方は、「国税還付金振込通知書」の受取に代えて、e-Taxの「通知書等一覧」から通知の内容を確認することができます。

○　書面での保存が不要となるなどのメリットがありますので、ぜひご利用ください。

○　詳しくは、e-Taxホームページ「還付金の振込等に係る電子通知について」をご確認ください。

【還付金の振込等に係る電子通知について】

⑶　e-Tax（国税電子申告・納税システム）

【申告書及び添付書類の提出はe-Taxが便利です】

申告書の別表（明細記載を要する部分）や財務諸表・勘定科目内訳明細書等については、e-Taxソフトで作成可能な形式（XML形式、XBRL形式）に加え、e-Taxホームページに掲載しているエクセル形式の「標準フォーム」を利用したCSV形式による提出が可能です。

○　法人税申告書別表（明細記載を要する部分）

詳しくは、e-Taxホームページ「CSV形式による提出が可能な法人税申告書の一部の別表等（明細記載を要する部分）の一覧」をご確認ください。

【CSV形式による提出が可能な法人税申告書の一部の別表等（明細記載を要する部分）の一覧】

○　勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法

詳しくは、e-Taxホームページ「勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法」をご確認ください。

【勘定科目内訳明細書のCSV形式データの作成方法】

○　財務諸表のCSV形式データの作成方法

詳しくは、e-Taxホームページ「財務諸表のCSV形式データの作成方法」をご確認ください。

【財務諸表のCSV形式データの作成方法】